

## 自動販売機設置及び設置場所貸付に係る仕様書（No.3）

### 1 公募物件

- (1) 自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借
- ・対象となる貸付場所は、次のとおり。
- 新潟市秋葉消防署小須戸出張所 1階 食堂
- (2) 貸付場所、貸付面積、台数

| 貸付場所                                  | 貸付面積               | 台数 | 最低賃料<br>(月額) |
|---------------------------------------|--------------------|----|--------------|
| 新潟市秋葉区新保24番地6<br>新潟市秋葉消防署小須戸出張所 1階 食堂 | 1.5 m <sup>2</sup> | 1  | 686円         |

- ※1 「貸付面積」には、本体設置面積のほか、使用済み容器回収ボックス等の設置、転倒防止に必要な器具の設置並びに電気使用量を計測するための専用子メーターの設置のための面積を含む。設置にあたっては、新潟市と協議のうえ設置すること。
- ※2 「最低賃料」について土地・建物の評価に変動があった場合、または新潟市財産条例の改正があった場合には、それら準じた改正後の額とする。
- ※3 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合も考えられるため、必ず応募前に設置場所の確認をしておくこと。

### 2 貸付期間

令和4年4月1日 から 令和9年3月31日まで（5年間・更新なし）

※ただし、庁舎修繕等により上記期間が短くなる場合もある。その場合、設置事業者は市の指示に応じることとする。

### 3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

- (1) 設置機械
- ①自動販売機の容器回収ボックス、専用子メーター等を含め「貸付面積」以内に設置できるものとする。
  - ②新品もしくは未使用品を設置すること。
- (2) 環境対策
- ①ノンフロン冷媒を採用した機種とする。
  - ②「真空断熱材やヒートポンプ採用」等、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。
- (3) 安全対策
- 自動販売機の設置にあたっては、日本工業規格（JIS）の「自動販売機の据付基準」や日本自動販売機工業会の「自動販売機据付基準マニュアル」等を遵守し、転倒防止措置等を講じるものとする。また、可能な限り施設の躯体に負担がかからない方法で設置すること。
- (4) 使用済み容器の回収箱
- ①自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを必要数設置する。

- ②回収ボックスの規格
- ・プラスチック製または金属製とする。
  - ・容器回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう、十分な収容容器のものとする。
- ③使用済容器については、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など関係法令に基づいて適切に処理する。
- (5) 自動販売機の設置及び管理運営
- ①設置業者において、商品の補充及び消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。
  - ②設置業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って自動販売機の維持管理に努めるほか、故障時には即時対応する。
  - ③自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

#### 4 販売商品の種類等

- (1) 酒類を除く清涼飲料とする。また、缶・ペットボトルによる販売に限る。
- (2) 標準販売価格以下の販売とする。
- (3) 水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク等極力バラエティーに富んだ品揃えとする。

#### 5 貸付料

- (1) 貸付料は、自動販売機に係る毎月の売上の総合計額を100で除した値に「貸付料見積書」に記載された貸付単価（売上額100円に対する貸付料）を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。
- (2) 設置業者が新潟市に支払う貸付料は(1)の当該金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは切捨てるものとする。）とする。なお、消費税及び地方消費税率が変わったときは、これに従うものとする。
- (3) (1)(2)による貸付料が最低貸付料に満たない場合は、最低貸付料を当該月の貸付料とする。
- (4) 貸付料は、新潟市が発行する納入通知書により、四半期ごとに新潟市の指定する期日までに支払うものとする。なお、貸付期間が1月に満たない端数がある場合は、日割りをもって計算する。

#### 6 費用負担

- (1) 設置及び撤去等  
自動販売機の設置（電気、配線等）維持管理及び撤去に係る費用は、設置業者が負担する。工事を必要とする場合には、新潟市の指示に従うものとする。
- (2) 電気料金
  - ①「新潟市公有財産事務取扱要領」の規定により算定した額を設置業者が負担する。
  - ②新潟市が発行する納入通知書により、新潟市が指定する期日までに納入すること。
- (3) 電気使用量を計測するための専用子メーターを設置するものとする。専用子メーターの設置にかかる費用は設置業者が負担する。なお、設置にあたっては新潟市の指示に従うものとする。

- (4) 自動販売機の稼働に必要な点検調整費、修理費等
- (5) 使用済容器の回収箱等、新潟市の指定する物品
- (6) 使用済容器処理費

## 7 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機等を撤去する場合は、原状に回復して新潟市の確認を受けなければならない。

## 8 自動販売機設置に伴う事故

新潟市の責に帰する事由による場合を除き、設置業者がその責を負う。

## 9 商品等の盗難及び破損

- (1) 新潟市の責に帰することが明らかな場合を除き、新潟市はその責を負わない。
- (2) 設置業者は、商品及び自動販売機が汚損または毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

## 10 その他

本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定する。

## 11 参考データ

販売実績本数

- ・平成30年度 4, 218本
- ・令和元年度 2, 288本
- ・令和2年度 1, 964本